

京都大学生存圏研究所マイクロ波エネルギー伝送実験装置共同利用内規

令和 2 年 4 月 1 日
生存圏研究所長裁定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、京都大学生存圏研究所（以下「研究所」という。）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第 2 条 この内規において対象となる設備は、別表に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(管理責任者)

第 3 条 研究所に、設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、生存圏研究所長（以下「研究所長」という。）をもって充てる。

(利用資格)

第 4 条 設備は、マイクロ波エネルギー伝送、宇宙太陽発電、電波科学一般及び生存圏科学のための電波の新しい応用に関する実験のためにのみ利用することができる。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合は、この限りでない。

第 5 条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、学校法人又は高等専門学校に所属する者
- (3) 国、地方公共団体又は研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第 6 条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (4) 6 月 18 日（創立記念日）
- (5) 8 月第 3 週の月曜日、火曜日及び水曜日
- (6) 3 月 1 日から 3 月 31 日まで（メンテナンス日）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第 7 条 設備の利用時間は、午前 9 時半から午後 4 時半までとする。

2 設備の利用単位は、1 日とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第8条 設備を利用しようとする者は、研究代表者を定め、所定の利用申請書を管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 設備を利用しようとする者は、研究代表者以外で設備を利用しようとする者（以下「研究協力者」という。）の氏名等を利用申請書に明記しなければならない。

3 学部又は大学院修士課程に在学する者及び研究生は、研究代表者になることはできない。ただし、管理責任者が認めた場合はその限りではない。

4 研究代表者がその所属機関において常勤職員である場合は、その者を利用責任者とする。ただし、所属機関において常勤職員ではない者が研究代表者になる場合は、当該所属機関において常勤職員である他の者を研究協力者とし、その者を利用責任者とする。

5 第1項の申請に係る利用承認の期限は、当該年度内とする。

(利用承認)

第9条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を生存圏研究所マイクロ波エネルギー伝送実験装置共同利用・共同研究専門委員会（以下「METLAB 共同利用・共同研究専門委員会」という。）で審議の上決定し、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、不慮の事故、災害等により設備の運用が不可能となった場合は、承認を取り消すことがある。

2 設備の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその初日）から起算して14日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。なお、申出の期日を経過した場合は、設備の利用日の変更又は利用の取止めを申し出ることにはできない。

(利用料)

第10条 利用者は、本学の指定する方法により、別表に定める利用料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を返還できる。

- (1) 前条第2項の利用日の変更又は利用の取止めを承認した場合
- (2) 研究所の都合により承認を取り消し、又は設備の利用を停止させた場合

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。
- (2) 設備を第三者に利用させないこと。
- (3) 設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと（管理責任者が認める場合を除く。）。
- (4) 設備の保全に努めること。
- (5) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第9条第1項における設備の利用の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この内規に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- (2) 利用者が、共同利用申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により設備の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備の利用を終えたとき（第9条第1項ただし書の規定により利用承認を取り消した場合及び前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により設備を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果の公開)

第15条 利用者は、設備の利用を終えたときは、管理責任者の指定する様式によりその成果を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を公開するものとする。ただし、管理責任者が事前に非公開とすることを適当と認めた場合は、この限りではない。

3 前項本文の規定にかかわらず、特許取得等のため支障が生じる場合であって、利用者が申し出て、管理責任者が了承した場合は、別途定める期間その成果を公開しないことができる。

(発明等の帰属)

第16条 利用者は、設備の利用の結果を用いたことによって京都大学発明規程（平成16年達示第96号）第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、管理責任者に届け出るものとする。

2 管理責任者は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者と別途協議し、書面にて定めるものとする。

3 前項の規定は、設備の利用の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。

(成果の利用)

第17条 利用者は、設備の利用の成果を公開する際は、その都度、マイクロ波エネルギー伝送実験装置の共同利用によるものであることを明示するものとする。

2 利用者は、設備の利用により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 研究所に所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、設備の利用により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第19条 設備の利用に関する事務は、宇治地区事務部研究協力課において処理する。

(疑義等の解決)

第20条 この内規に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(内規の変更)

第21条 研究所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに研究所ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(その他)

第22条 この内規に定めるもののほか、設備の共同利用に関し必要な事項は、METLAB共同利用・共同研究専門委員会の議を経て管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は令和4年11月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条、第10条関係）

設備名称	利用単位	利用料単価			
		第5条第1号 に掲げる者	第5条第2号 に掲げる者	第5条第3号 に掲げる者	第5条第4号 に掲げる者
マイクロ波エネルギー伝送 実験装置（METLAB）	1日あたり	無料	無料	100,000円	100,000円

1. 上記表中上段の利用料単価は、利用単位あたりの設備利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 第5条第5号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が決定するものとする。
3. METLAB に含まれる研究装置は以下の通りとする。
 - (1) マイクロ波エネルギー伝送実験装置及び関連実験装置
 - (2) 高度マイクロ波エネルギー伝送実験装置 A-METLAB 及び関連実験装置
 - (3) 宇宙太陽発電所実験棟 SPSLAB 及び関連実験装置
 - (4) 高度マイクロ波電力伝送用フェーズドアレー・受電レクテナシステム及び関連実験装置
 - (5) 宇宙圏電磁環境計測装置性能評価システム